

## 資料8

### 人身取引（トラフィッキング）に関する現行の刑罰法規

(1) 刑法（明治40年法律第45号）

#### 第33章 略取及び誘拐の罪

（未成年者略取及び誘拐）

第224条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3年以上5年以下の懲役に処する。

（営利目的等略取及び誘拐）

第225条 営利、わいせつ又は結婚の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

（身の代金目的略取等）

第225条の2 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

（国外移送目的略取等）

第226条 日本国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、2年以上の有期懲役に処する。

2 日本国外に移送する目的で人を売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を日本国外に移送した者も、前項と同様とする。

（被略取者收受等）

第227条 第224条、第225条又は前条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を收受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、3年以上5年以下の懲役に処する。

2 第225条の2第1項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を收受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

3 営利又はわいせつの目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を收受した者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

4 第225条の2第1項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、2年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

（未遂罪）

第228条 第224条、第225条、第225条の2第1項、第226条並びに前条第1項から第3項まで及び第4項前段の罪の未遂は、罰する。

（解放による刑の減輕）

第228条の2 第225条の2又は第227条第2項若しくは第4項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

（身の代金目的略取等予備）

第228条の3 第225条の2第1項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、1年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者はその刑を減輕し又は免除する。

（親告罪）

第229条 第224条の罪、第225条の罪及びこれらの罪を幫助する目的で犯した第227条第1項の罪並びに同条第3項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

(2) 職業安定法（昭和22年法律第141号）

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処する。

- 1 暴行脅迫監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者
- 2 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

（中間搾取の排除）

第6条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

第13章 罰則

第118条 第6条、第56条、第63条又は第64条の2の規定に違反した者は、これを1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(4) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）

第9章 罰則

第70条 次の各号の1に該当する者は、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

- 1 第三条の規定に違反して本邦に入つた者
- 2 入国審査官から上陸の許可等を受けずに本邦に上陸した者

（略）

第73条の2 次の各号の1に該当する者は、3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- 2 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
- 3 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

2 前項において、不法就労活動とは、第19条第1項の規定に違反する活動又は第70条第1項第1号、第2号、第5号、第7号若しくは第7号の2に掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。

第74条 自己の支配又は管理の下にある集団密航者（入国審査官から上陸の許可等を受けずに、又は偽りその他不正の手段により入国審査官から上陸の許可等を受けて本邦に上陸する目的を有する集合した外国人をいう。以下同じ）を本邦に入らせ、又は上陸させた者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、1年以上10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金に処する。

- 3 前2項の罪（本邦に上陸させる行為に係る部分に限る）の未遂は、罰する。
- 第74条の2 自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内において上陸の場所に向けて輸送した者は、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、7年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。
- 第74条の3 第74条第1項若しくは第2項又は前条の罪を犯す目的で、その用に供する船舶等を準備した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。情を知つて、その用に供する船舶等を提供した者も、同様とする。
- 第74条の4 第74条第1項又は第2項の罪を犯した者からその上陸させた外国人の全部若しくは一部を収受し、又はその収受した外国人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させた者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。当該外国人の全部若しくは一部をこれを収受した者から収受し又はその収受した外国人を輸送し蔵匿し若しくは隠避させた者も、同様とする。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、1年以上10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金に処する。
- 3 前2項の罪の未遂は、罰する。
- 第74条の5 前条第1項又は第2項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第74条の6 営利の目的で第70条第1項第1号又は第2号に規定する行為の実行を容易にした者は、3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。所持人について効力を有しない旅券若しくは乗員手帳又は旅券若しくは乗員手帳として偽造された文書を提供して、当該行為の実行を容易にした者も、同様とする。
- 第74条の8 退去強制を免れさせる目的で、第24条第1号又は第2号に該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、5年以下の懲役及び300万円以下の罰金に処する。
- 3 前2項の罪の未遂は、罰する。

(5) 売春防止法（昭和31年法律第118号）

- 第6条 売春の周旋をした者は、2年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。
- 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の1に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。
- 1 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
  - 2 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
  - 3 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。  
（困惑等による売春）
- 第7条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。
- 2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、3年以下の懲役又は3年以下の懲役及び10万円以下の罰金に処する。
- 3 前2項の未遂罪は、罰する。  
（対償の収受等）
- 第8条 前条第1項又は第2項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、5年以下の懲役及び20万円以下の罰金

に 処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第9条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第10条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第11条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、7年以下の懲役及び30万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第12条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、10年以下の懲役及び30万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第13条 情を知つて、第11条第2項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、5年以下の懲役及び20万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、7年以下の懲役及び30万円以下の罰金に処する。

(6)風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

(接客従業者に対する拘束的行為の規制)

第18条の2 接待飲食等営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 営業所で客に接する業務に従事する者(以下「接客従業者」という)に対し、接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額な債務(利息制限法(昭和29年法律第100号)その他の法令の規定によりその全部又は一部が無効とされるものを含む。以下同じ。)を負担させること。

二 その支払能力に照らし不相当に高額な債務を負担させた接客従業者の旅券等(出入国管理及び難民認定法第2条第5号の旅券、道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項の運転免許証その他求人者が求職者の本人確認のため通常提示を求める書類として政令で定めるものをいう。以下同じ。)を保管し、又は第三者に保管させること。

(略)

(7)児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

1ないし6(略)

7 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為

8 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつせんする行為

9 児童が4親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基づくものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為  
第60条(第1項略)

2 第34条第1項第1号から第5号まで若しくは第7号から第9号まで又は同条第2項の規定に違反した者は、これを1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(8) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)

(児童買春等目的人身売買等)

第8条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第2条第3項第1号、第2号若しくは第3号の児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で当該児童を売買した者は1年以上10年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、2年以上の有期懲役に処する。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

**出典：内閣府作成資料**